

令和5年1月10日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

令和5年度組織機構改革について

市では、令和5年4月1日から、次のとおり組織機構改革を実施します。

今回の改革は、昨年度より2か年をかけて段階的な組織機構改革を進める中で、これまで以上に市民の信頼に応えることができるよう、財政運営機能の強化など、本市の行政運営の適正な執行と合理化を進めることを目的とするものです。

1 主な組織機構改革の内容

- ・財務部の新設〔部〕（P 3、4 参照）
- ・元気なとよかわ発信課の新設〔課〕（P 5 参照）
- ・福祉課を地域福祉課と障害福祉課の2課に分割〔課〕（P 7 参照）
- ・市街地整備課の新設〔課〕（P 8、9 参照）

2 組織の状況

令和5年4月1日時点 14部51課110係4支所（市民病院は除く。）
（1部3課3係増加、1室減少）

【お問合せ先】

豊川市役所 総務部 行政課 山口・鈴木

TEL:0533-89-2123 Eメール: gyosei@city.toyokawa.lg.jp

1 令和5年度 組織機構改革等の概要

区分	No.	件名	備考
部	1	財務部を新設し、企画部、総務部、財務部の3部体制で、所属する課を再編	1部増
課	2	元気なとよかわ発信課を新設し、担当制を導入	1課増
	3	人事課を総務部へ移管	増減なし
	4	財政課、財産管理課、市民税課、収納課、資産税課を財務部へ移管	増減なし
	5	福祉課を地域福祉課と障害福祉課の2課に分割	1課増
	6	人権交通防犯課公共交通係を市街地整備課へ移管することに伴い、人権交通防犯課を人権生活安全課に名称変更	増減なし
	7	八幡駅周辺地区まちづくり推進室を廃し、市街地整備課を新設	1室減 1課増
	係	8	商工観光課統計係を総務部行政課へ移管
9		福祉課福祉総務係を地域福祉課福祉政策係に名称変更	増減なし
10		人権交通防犯課公共交通係を市街地整備課へ移管し、都市交通係に名称変更	増減なし
11		人権交通防犯課交通防犯係を人権生活安全課交通安全防犯係に名称変更	増減なし
12		商工観光課に産業振興係を新設	1係増
13		道路河川管理課に巡視修繕係を新設	1係増
14		建築課住宅係を住宅政策係に名称変更	増減なし
15		都市計画課市街地整備係を市街地整備課に移管	増減なし
16		市街地整備課に業務係、整備係を新設	1係増※

※2係新設となるが、八幡駅周辺地区まちづくり推進室と、都市計画課市街地整備係の移管により再編されるため、1係増となる。

2 各組織機構改革の内容

(1) 財務部の新設と企画部、総務部の再編

組織機構改革等の概要 No.1・3・4関係

ア 概要及び方針

(ア) 財務部

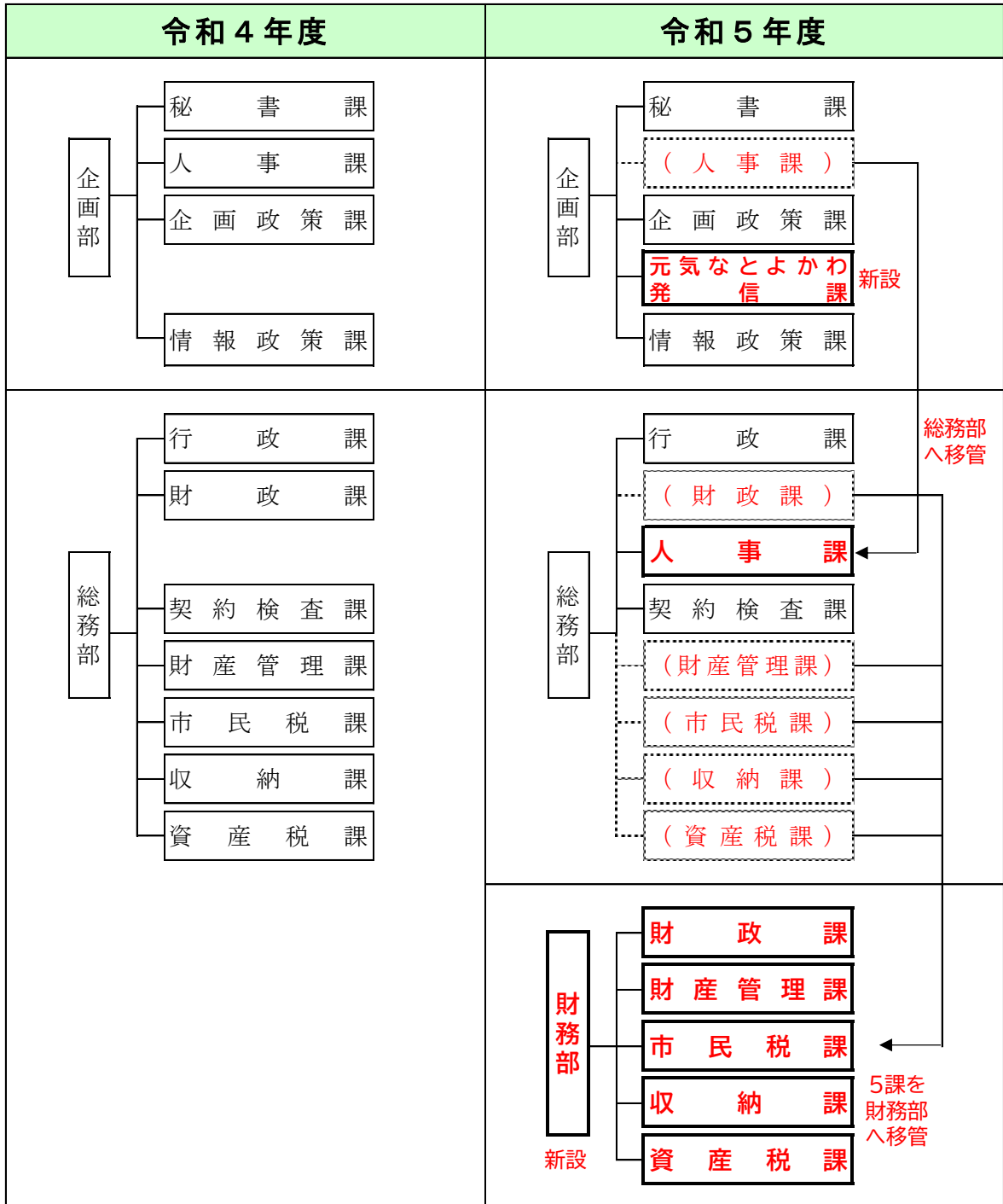
市町村合併の特例措置であった合併算定替の終了や、合併特例債・推進債の発行期限が間近に迫っている現状があり、今後予想される厳しい財政状況への対応が求められることを踏まえ、財政、財産管理、税関係の担当課を集約し、財政面での運営、財源確保、資産経営といった「財政」に特化した財務部を新設し、財政運営機能の強化を図ります。

なお、財産管理課公共施設マネジメント係については、ファシリティマネジメント業務における全庁的な統括機能の強化を図るため、建築課と連携を図りながら、今後新たに建設する公共施設などについて構想段階から設計、施工監理まで、直接的に業務に携わることとします。

(イ) 企画部、総務部

新設する財務部に、財政課、財産管理課、市民税課、収納課及び資産税課を移管し、人事課を企画部から総務部に移管することで、部の組織体制をスリム化するとともに、組織機構改革と職員の配置を同じ組織の中で一体的に検討することができ、より効率的で適切な組織の構築体制を実現します。

イ 改正の概要図



(2) シティセールス、移住・定住施策を推進するため、元気なとよかわ発信課を新設

組織機構改革等の概要 No.2 関係

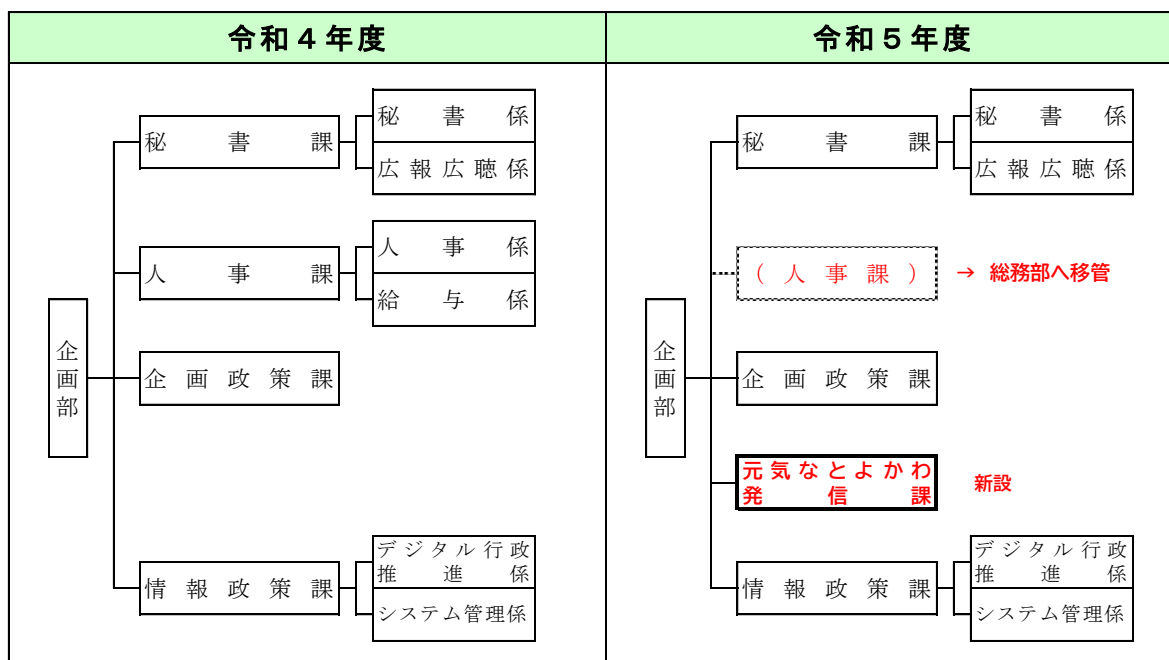
ア 概要及び方針

企画部秘書課が所管するシティセールスに関する事務、企画部企画政策課が所管するとよかわ応援基金に関する事務である、ふるさと納税に関する事務の一部を移管するとともに、市内外への本市の魅力発信と移住・定住・交流施策の一元的な情報発信を行う組織として、企画部元気なとよかわ発信課を新設します。

元気なとよかわ発信課は、移住・定住・交流を促進する施策の情報を集約し、問い合わせなどへワンストップで対応できる組織とします。また、「市の情報発信機能の強化が必要」という行政経営改革審議会での評価などを踏まえ、シティセールスに関する各課の業務や新たな取組についてのマネジメントを担うとともに、秘書課広報広聴係と連携しながら効率的で効果的な情報や魅力の発信を強化するための組織とします。

なお、元気なとよかわ発信課は、係を組織せず、担当制とします。

イ 改正の概要図



(3) 商工観光課統計係を行政課へ移管

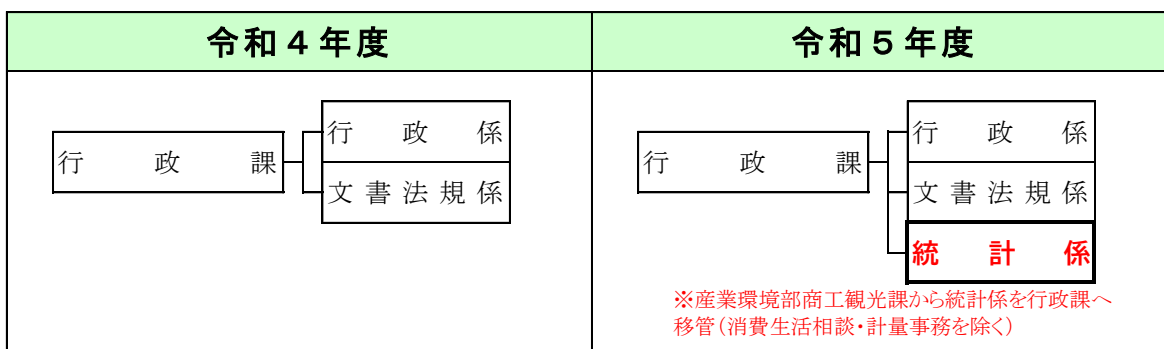
組織機構改革等の概要 No.8 関係

ア 概要及び方針

産業環境部商工観光課から統計係を総務部行政課へ移管し、統計資料の全庁的・効果的な活用を推進する体制とします。

なお、商工観光課統計係の消費生活関係団体との連絡調整に関する事務は市民部人権生活安全課人権推進係へ移管し、計量に関する事務は商工観光課商工労政係が引き継ぎ所管します。

イ 改正の概要図



(4) 重層的支援事業の推進体制を構築するため、福祉課を分割・再編

組織機構改革等の概要 No.5・9 関係

ア 概要及び方針

(ア) 福祉部地域福祉課

福祉部福祉課を地域福祉課と障害福祉課の2課に分割します。これにより、業務の増加に伴って肥大化してきた福祉課の規模の適正化を図り、市民に分かりやすい相談体制の構築を図ります。

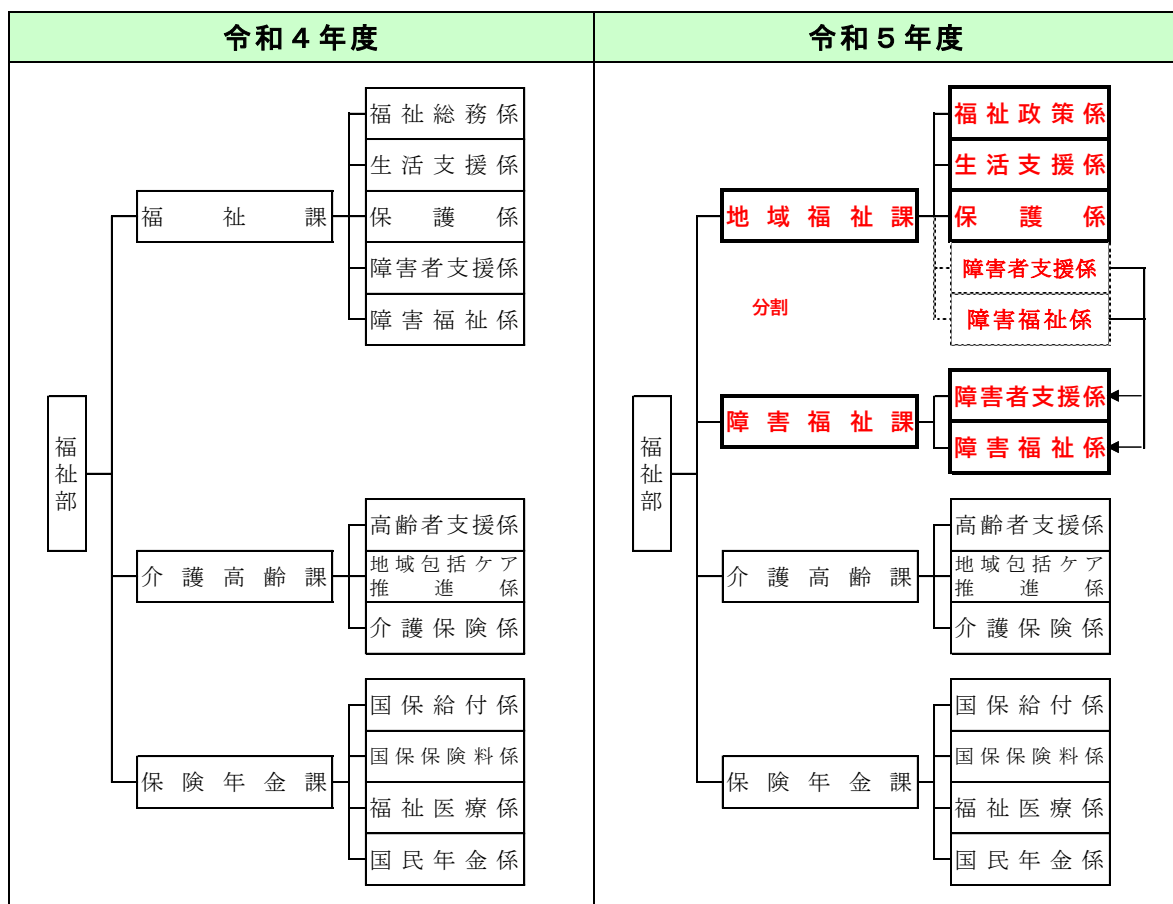
地域福祉課には、福祉総務係を福祉政策係と名称を変更し、組織に位置づけることで、重層的支援体制整備事業の推進、福祉部が所管する政策や計画の総合調整を行います。

また、地域福祉課には、生活支援係と保護係を組織として位置づけます。

(イ) 福祉部障害福祉課

障害福祉課には、障害者支援係と障害福祉係を組織として位置づけます。

イ 改正の概要図



(5) 市街地整備課の新設、都市計画課の市街地整備係と人権交通防犯課の公共交通係を移管

組織機構改革等の概要 No.7・10・15・16 関係

ア 概要及び方針

都市整備部に新設する市街地整備課では、都市整備部八幡駅周辺地区まちづくり推進室が行ってきた事業を継承し、基盤整備及び地元調整業務を実施しつつ、八幡駅周辺地区のまちづくりの総括を行います。

また、都市整備部都市計画課市街地整備係が所管している「愛知御津駅周辺まちづくり整備事業」、「パーク・アンド・ライドの推進（公共駐車場整備事業）」及び「無電柱化推進事業」といった市長マニフェスト事業や、現在推進中の業務を市街地整備課に移管することで、市街地整備をひとつの課で所管し、事業を推進します。

あわせて、市民部人権交通防犯課の公共交通係を市街地整備課に移管し、都市交通係と名称を変更します。そして、拠点駅周辺などのインフラ整備と、都市交通などのソフト事業などを一体的に推進する市街地整備が可能な体制とします。なお、人権交通防犯課交通防犯係が所管する公共自転車駐車場に関する事務は、市街地整備課に移管します。

これにより、市街地整備課には、業務係、整備係、都市交通係を組織として位置づけます。

イ 改正の概要図

(6)の変更とあわせて9ページに掲載

(6) 人権交通防犯課の名称を変更、交通防犯係の名称を変更

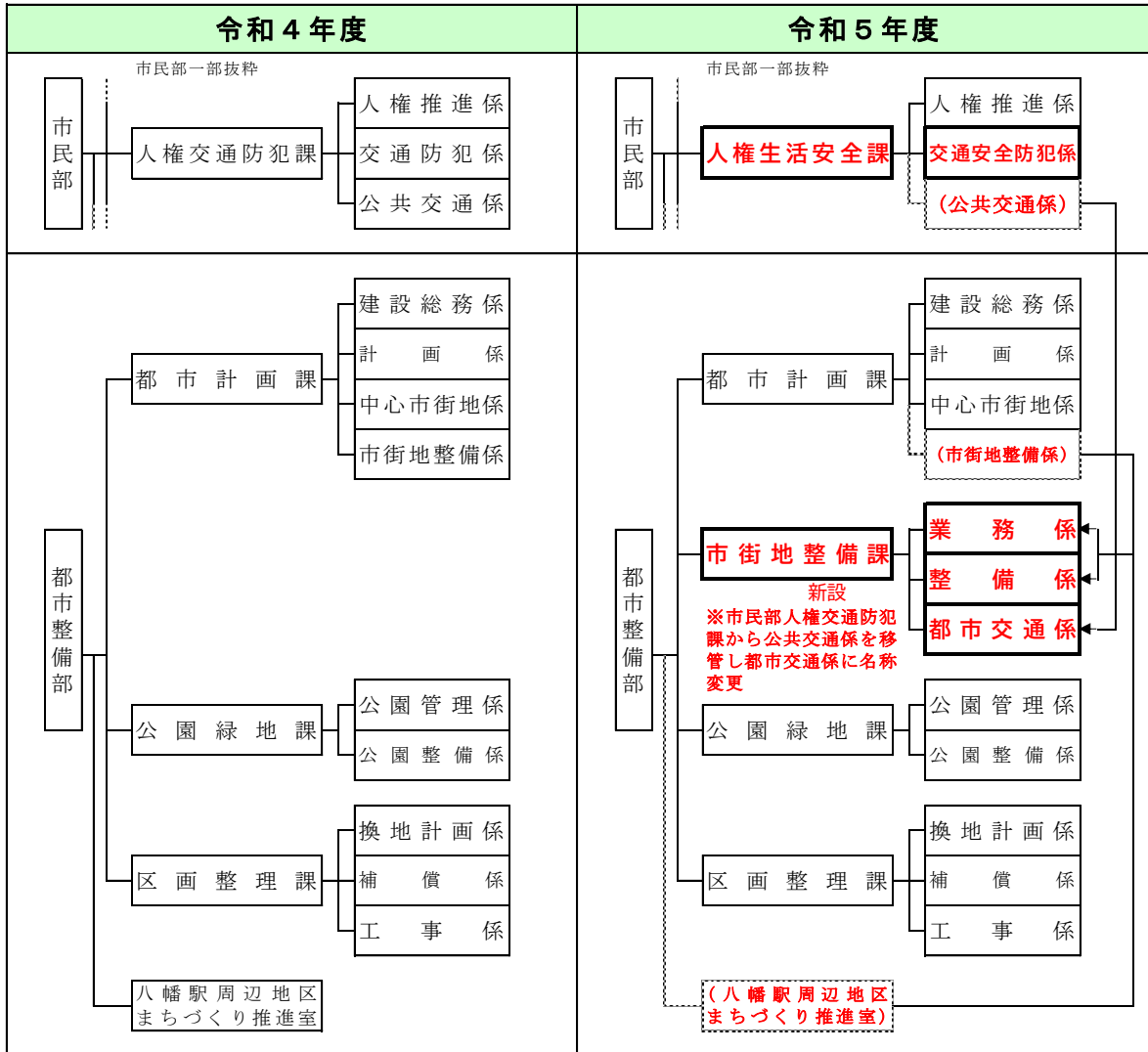
組織機構改革等の概要 No.6・10・11 関係

ア 概要及び方針

市民部人権交通防犯課の公共交通係は、都市整備部市街地整備課に移管し、都市交通係と名称を変更します。これに伴い、人権交通防犯課は名称を人権生活安全課と変更します。交通安全啓発を引き続き担う交通防犯係は、交通安全防犯係と変更し、市民に分かりやすい名称とします。また、交通防犯係が所管する公共自転車駐車場に関する事務は、市街地整備課に移管します。

なお、産業環境部商工観光課の統計係が所管する消費生活関係団体との連絡調整に関する事務は、人権生活安全課人権推進係へ移管します。

イ 改正の概要図



(7) 新産業の振興、スタートアップ推進のため、商工観光課の係を新設・再編

組織機構改革等の概要 No.8・12 関係

ア 概要及び方針

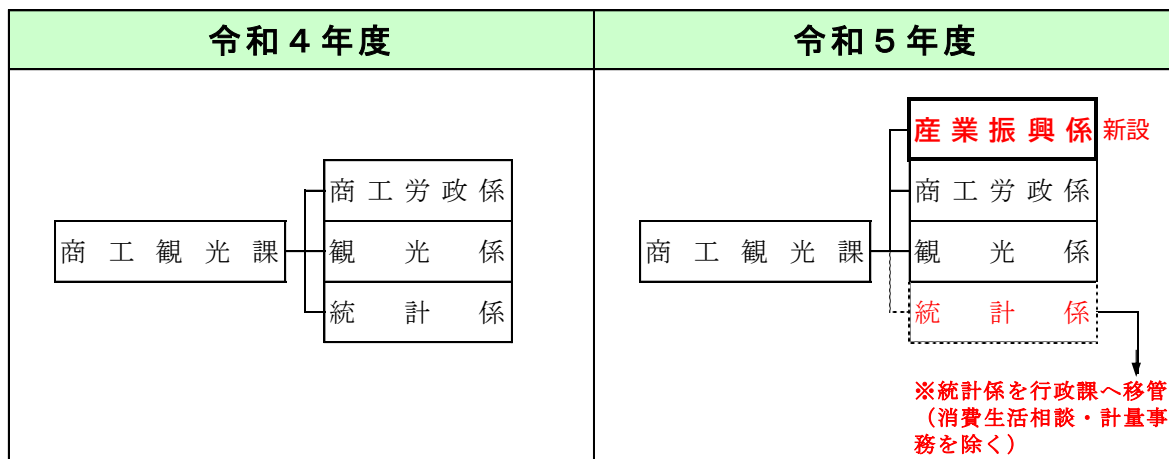
国・県において、イノベーションの創出や新産業の振興、スタートアップ企業の育成支援が強力に推進されていることを踏まえ、本市でもこれに対応できる組織として、産業環境部商工観光課に産業振興係を新設します。

また、企画部企画政策課が所管する東三河ドローン・リバー構想推進協議会に関する事務を移管するなど、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づける未来技術を活用した中小企業の産業強化について対応できる組織とします。あわせて、産業振興全般を政策的に調整できる組織とすることを見据えています。

統計係は総務部行政課へ移管し、統計資料の全庁的・効果的な活用を図ります。

なお、統計係が所管する消費生活関係団体との連絡調整に関する事務は、市民部人権生活安全課人権推進係へ移管しますが、計量に関する事務は、商工観光課商工労政係が所管します。

イ 改正の概要図



(8) 道路修繕などに係る市民サービス向上のため、道路河川管理課の係を再編

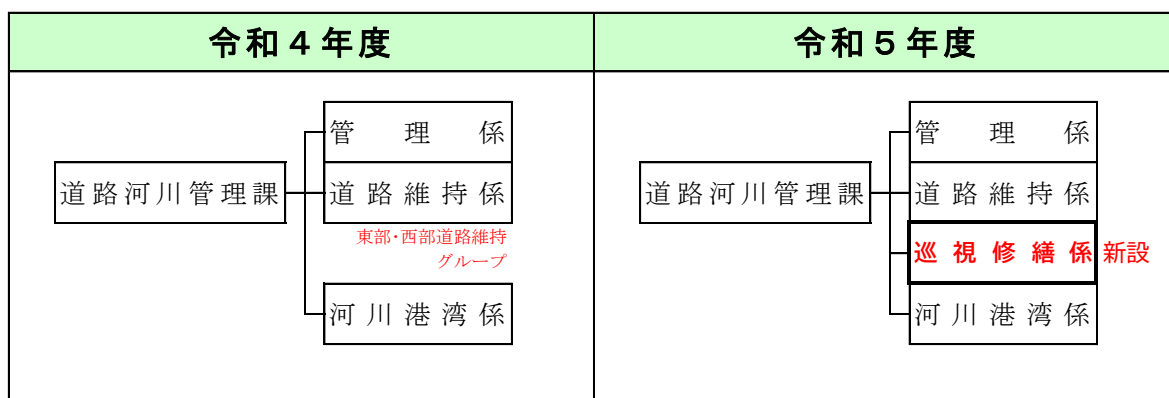
組織機構改革等の概要 No.13 関係

ア 概要及び方針

道路パトロール及び緊急補修に関する地域包括委託への移行を検討するため、建設部道路河川管理課道路維持係内にある東部及び西部道路維持グループを統合し、巡視修繕係を新設します。

巡視修繕係では、効率的な道路パトロール業務の推進や緊急補修の外部委託などを通じて、包括的な委託業務への拡大を図りながら、補修の質の向上、市民サービスの向上につなげます。

イ 改正の概要図



(9) 建築課住宅係の名称を変更

組織機構改革等の概要 No.14 関係

ア 概要及び方針

市営住宅の管理、空き家対策、市営住宅の指定管理業務の導入、民間アパートの活用など、住宅に係る施策への対応が求められており、特に空き家対策については、新たな取組への必要性が高くなっています。

このことから、建設部建築課住宅係を住宅政策係と名称変更のうえ、各種施策を積極的に取り組むこととします。

イ 改正の概要図

